

# 佐久市電気事業経営戦略

団 体 名 : 佐久市

事 業 名 : 電事業

策 定 日 : 平成 30 年 11 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 45 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	人	最 大 出 力 * 1	1,990kw
発 電 施 設 数	水力発電 1箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,800,000kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	40円(税抜)
	太陽光発電 1箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	20年

\* 1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。  
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

### (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H27 138,763千円	H28 140,378千円	H29 146,525千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H27 136%	H28 163%	H29 167%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H27 36,435千円	H28 46,832千円	H29 44,464千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H27 0%	H28 0%	H29 0%

#### 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成25年11月売電開始以降、設備の維持修繕や効率的な運営管理の実施により、安定した電力料収入が得られている。

\* 2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 経営の基本方針

地球温暖化対策への取り組み及び再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市有地の有効活用を図るため、佐久市が発電事業者として太陽光発電や水力発電事業を実施し、環境負荷の小さい地域をつくりあげる。  
再生可能エネルギーを活用した発電を、安全で継続的に行っていくため、電気主任技術者による点検の徹底や、周辺環境に対する配慮を行いながら、経営を行っていく。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

#### ■発電施設リース料

有限責任事業組合佐久咲くひまわりと締結した包括的なリース契約に基づく施設。リース料には建設費用のほか、施設の維持管理、各種保険及び事業終了時の撤去費用等も含まれている。

### ②収支計画のうち財源についての説明

#### ■売電収入

営業収入は料金収入(売電収入)のみであり、自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、安定した収入が得られる。災害や故障等による長期停止での減収リスクに備え、売電収益の一部を「環境エネルギー事業基金」に積立てている。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ■一般管理費

保安管理業務の委託料、敷地内の草刈委託料、需用費等

## 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	発電量等のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。
---------------------	-----------------------------------